

2019（平成31年・令和元年）

造園協便り

4. 5. 6月

第195号

一般社団法人 秋田県造園協会

I 5月1日から新しい元号



新しい元号「令和」は、現存する日本最古の歌集「万葉集」の中の文言、

しよしゆん れいげつ
初春の令月にして

きよ かぜやわら
気淑く風和ぎ

うめ きょうぜん こ ひら
梅は鏡前の粉を披き

らん はいご こう かおら
蘭は珮後の香を薫す

から引用されました。

「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という
意味が込められています。

（首相官邸ホームページより一部抜粋）

Ⅱ (一社) 日造協秋田県支部通常総会について



令和元年5月20日(月)日造協秋田県支部総会(支部長:鈴木和男氏)が林泉会館において開催されました。(会員18名、本人出席10名、代理出席1名、委任状7名)

鈴木支部長のあいさつの後、新規に(株)北日本緑化 松浦温氏が会員となった旨を告げ、議案を進めました。

提出議案については、満場一致で承認されました。

議 事: 議案第1号 平成30年度事業報告の承認について
議案第2号 平成30年度収支決算の承認について

報告事項: (1) 平成31年度(令和元年度)事業計画について
(2) 平成31年度(令和元年度)収支予算について
(3) 総会議決事項の委任について
(4) その他

Ⅲ （一社）造園連秋田県支部通常総会について



令和元年5月20日（月）造園連秋田県支部総会（支部長：佐藤榮氏）が林泉会館において開催されました。（会員20名、本人出席9名、代理出席1名、委任状10名）

提出議案については、満場一致で承認されました。

議 事：議案第1号 平成30年度事業報告の承認について
議案第2号 平成30年度収支決算の承認について

報告事項：（1）平成31年度（令和元年度）事業計画について
（2）平成31年度（令和元年度）収支予算について
（3）総会議決事項の委任について
（4）その他

IV 造園技能検定（実技）受検準備講習会について

令和元年度造園技能検定の受検者を対象に、造園協会主催による受検準備講習会を開催しました。

なお、学科講習会は7月30日（火）に行う予定です。

◆実技講習：令和元年年6月27日（木）～28日（金）9：00～16：00

場 所：秋田市向浜「秋田県職業能力開発協会」

講 師：(有)ササヤス 佐々木大氏

山崎竹材商店 山崎和生氏

受 講 者：1級 2名、2級 6名



協会関連行事

4月9日(火)～11日(木)	日造協国営沖縄記念公園等視察・研修旅行	沖縄県	鈴木支部長他
4月12日(金)	林業トップランナー養成研修開講式	秋田市	会長
	秋田市役所関係部局新年度あいさつ回り	秋田市役所	秋田市支部長他
4月17日(水)	県関係部局新年度あいさつ回り	県庁	会長他
	第1回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
4月20日(土)	緑の募金街頭キャンペーン	秋田市	小林副会長
4月25日(木)	日造協決算監査、幹事会	林泉会館	鈴木支部長他
	造園連決算監査、理事会	林泉会館	佐藤支部長他
5月13日(月)～15日(水)	県関係部局あいさつ回り	全県	事務局他
5月20日(月)	日造協秋田県支部通常総会	林泉会館	鈴木支部長他
	造園連秋田県支部通常総会	林泉会館	佐藤支部長他
5月24日(金)	日造協東北総支部通常総会	仙台市	鈴木支部長
	東北地区緑化団体協議会総会	仙台市	会長他
5月29日(水)	日造協総支部・支部長合同会議	長野県	鈴木支部長
6月4日(火)	森と水の協会通常総会	秋田市	事務局
6月7日(金)	水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市	会長
6月10日(月)	工藤よしのり県政報告(6月定例会)	県庁	事務局
6月15日(土)	なかいずみ松司事務所開き	秋田市	会長
6月19日(水)	第2回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
6月21日(金)	日造協通常総会	東京都	鈴木支部長
6月25日(火)	造園連支部長会議	東京都	佐藤支部長
	第1回総務・経理委員会	林泉会館	正木委員長他
6月27日(木)～28日(金)	造園技能検定受験準備講習会(実技)	秋田市	事務局

7月以降の行事予定

7月4日(木)	なかいずみ松司出陣式	秋田市
7月7日(日)	2019あきた水と緑の森林祭	北秋田市
7月23日(火)	意見交換交流会	林泉会館
	第4回理事会・運営会議合同会議	林泉会館
7月25日(木)	日造協事務局連絡会議	東京都
7月30日(火)	造園技能士検定受験準備講習会(学科)	林泉会館
8月21日(水)	第3回企画・技術委員会	林泉会館
8月27日(火)～9月2日(月)	甘肅省招聘訪問	甘肅省
9月7日(土)～8日(日)	2019軽トラガーデン・コンテスト	アゴラ広場

お知らせ

☆ 県からののお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・移住、就業支援事業のマッチング支援対象法人（移住支援金対象法人）の募集について（4/1）
- ・建設工事の予定価格事後公表のモデル的試行について（4/2）
- ・建設産業における生産システム合理化指導要綱の一部改正について（4/2）
- ・外国人材の受け入れ制度説明会の開催について（4/2）
- ・建設産業担い手確保育成支援事業の募集について（4/8）
- ・解体工事の新設に伴う入札契約関係要綱等の一部改正について（4/9）
- ・解体工事の発注に当たっての留意事項の制定について（4/9）
- ・平成 30 年度建設工事下請負等実地調査の結果について（4/24）
- ・若手社員を対象とする 2 級施工管理技士学科試験対策講座の受講生の募集について（6/10）
- ・「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について」の一部改正について（6/10）

○秋田県農林水産部より

- ・2019 年農薬危害防止運動の実施について（5/28）

○秋田労働局より

- ・平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（4/23）
- ・平成 31 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（5/7）
- ・平成 30 年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について（5/29）
- ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（6/13）
- ・夏季における年次有給休暇の取得促進について（6/24）

☆ 造園連みどり福祉制度について

「みどり福祉制度」は昭和51年、福祉対策のひとつとして、組合員間の福祉の向上を助け、親睦をはかるために発足しました。昭和54年には規定も大きく改正され、組合員だけでなく、「配偶者給付金」「造園業あとつぎ結婚祝金」のように、給付対象者が家族まで広がり、現在まで多数の組合員の方々に給付されています。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

- 【給付内容】
- ①死亡給付金（3万円及び額入感謝状謹呈）
 - ②配偶者死亡給付金（1万円）
 - ③災害見舞金（1万円）
 - ④入院見舞金（1万円）
 - ⑤結婚祝金（2万円）
 - ⑥造園業あとつぎ結婚祝金（2万円）
 - ⑦事業継承勇退（記念品）

☆ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省から造園を含む建設業等の労働災害事故の中で最も多い、「墜落・転落事故」防止に向けた施策が発表されました。従来の安全帯という名称が「墜落制止用器具」に変更されたほか6.75m以上の高所で作業する際は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられることとなりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。



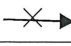
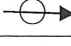
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

※造園連の会員の方は、造園連ホームページの「組合員プラザ」の官公庁からのお知らせからもダウンロードできます。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

「安全帯」の名勝を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

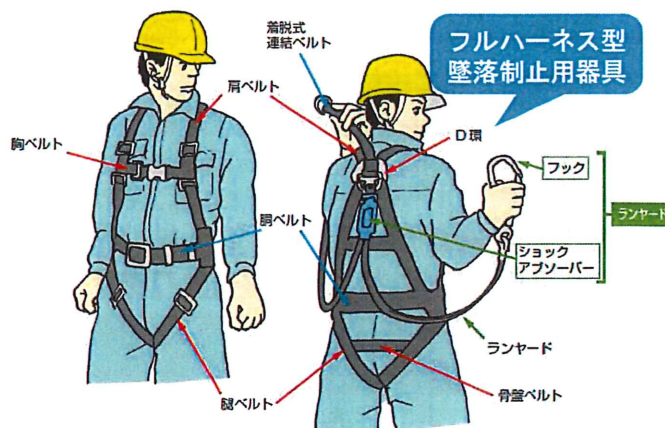
	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）		胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）		×
③	ハーネス型（一本つり）		ハーネス型（一本つり）

※②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

（※現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）使用できるのは2022年1月1日までとなります。）



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

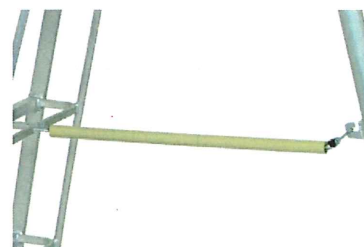
今後は、すべての三脚に75度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第528条）違反に問われる可能性もあります。



長谷川工業
「GSC-240T 閉止止め金具」



ハラックス
「用心棒」



ピカコーポレーション
「GM-FS たたまれ止めパイプ」

☆ チェンソーを用いた伐倒作業について

平成31年2月12日に安全衛生規則の一部が改正され、チェンソーを用いた伐倒作業を行うにはこれまで持っている特別教育終了に加え、業務特別教育の補講を終了しないと令和2年8月からこの作業に就くことができなくなりました。

これを守らないと安全衛生規則違反となります。

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「手入れ」のコツ③ 一切り戻しは細心の注意でー

剪定は、枝をはさんで樹形を整えることをいいますが、はさむにはいくつかの種類があります。切り戻し剪定だと、枝を希望の位置、長さに縮めることができますが、枝先の若い枝の部分、つまり芽のたくさんつく部分を落としてしまいます。そのため、切り戻した後は、たいてい葉や花が減ります。それと、はさんだあと切り口を目立たせないように上手に切り戻さないと、切り口が目立ってしまい、不自然で仕上がりがすっきりしません。

他の方法として間引き剪定があります。こちらは枝が同じような状態で並んでいるとき、その中の枝を、枝元からはさんで枝数を減らすのが目的です。枝元からはさむので、切り口が目立たず、仕上がりがきれいに見えます。

また、長い枝先を枝分かれしている部分ではさんで、伸びる方向と異なった短い枝を残すことを、切り替え剪定といいます。切った後が自然で目立たないように、切り口が飛び出して見えないように取り除くことが大切です。

(造園連：庭師の知恵袋より)

事務局から

先日、庭の草むしりをしていたら昨年プランターで育てた朝顔の種が溢れたのか葉っぱと蔓が出ている株が4つ有り、早速新たなプランターに移し替えました。

水やりはしているのですが、連日の暑さでグッタリしており、その後一向に伸びてきません。

秋田市が猛暑の中、九州では大雨に見舞われ、6月18日はM6.7の山形地震。

異常な天候と災害が、令和になって早々に日本列島に襲いかかってきた感があり防災を急に意識するようになりました。

造園が県土の強靱化に貢献している職種で有ることを少しは誇りに思っています。

(K.O)